



社長必見、お役立ち情報が盛りだくさん！

建設業特集号

滝沢村の「住宅リフォームへの助成事業」のお知らせ

滝沢村の緊急経済対策の1つの「住宅リフォームへの助成事業」は、2月1日より実施されます。住宅リフォームをされるお客様がございましたら、是非ご利用をお勧め下さい。

住宅リフォームへの助成概要

- 1 実施期間 平成 21 年 2 月 1 日～ 3 月 31 日（但し、3 月 20 日までに工事が終わる工事）
- 2 助成対象者 当該住宅を所有し、居住されている村民。
- 3 対象住宅 建築後 10 年以上経過している住宅。
- 4 施行業者 村内に主となる事業所若しくは本社を有する法人又は個人のリフォーム業者。
- 5 助成内容 リフォームに係る経費が 30 万円以上（消費税抜き）の工事に対し 10 万円を助成。今年度は先着 10 件が対象です。
- 6 申請方法 リフォーム実施前に補助金申請書と、
工事費用の明細書、 工事の設計図書又は施行箇所の見取図、
工事予定の現況の写真
等を添付の上、村商工観光課（TEL 684-2111 内線 267）に申請して下さい。

滝沢村競争入札参加資格申請書受付開始（2月2日から）

平成 21・22 年度「村営建設工事・業務委託・物品の納入」の入札参加資格申請書の受付が開始されますので、下記により所定の申請書を提出して下さい。

なお、平成 19・20 年度に有資格者となった方も改めて「資格審査申請」が必要です。

- 1 申請期間 平成 21 年 2 月 2 日（月）から平成 21 年 2 月 27 日（金）（土日祝日を除く）
- 2 申請時間 午前 9 時から午後 4 時まで（正午～午後 1 時を除く）
- 3 受付場所 滝沢村役場財務課（3 階）（TEL 684-2111 内線 382・383）

滝沢村小規模修繕工事等契約希望者登録受付開始（2月13日から）

村の施設の小規模修繕工事（50 万以下）を受注希望される方は、下記により受付期間内に所定の申請手続きをして下さい。

- 1 受付期間 平成 21 年 2 月 13 日（金）から平成 21 年 3 月 18 日（水）（土日祝日除く）
- 2 受付時間 午前 9 時から午後 4 時（正午～午後 1 時除く）
- 3 工事範囲 設計額 50 万円以下の修繕工事等
- 4 登録資格 村内に主たる事業所を有するもの
村税を滞納しないこと
（注）上記滝沢村競争入札参加資格申請の重複登録はできませんので、ご注意願います。
- 5 登録有効期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日（2 力年）
- 6 受付場所 滝沢村財務課（役場庁舎 3 F）（TEL 684-2111 内線 382・383）

詳しくは、村のホームページまたは商工会へお問合せ下さい。